



令和 6 年 11 月 8 日

南風原町下水道事業管理者
町長 赤 嶺 正 之 様

南風原町下水道事業審議会
会長 仲 尾 国 弘

南風原町下水道使用料の改定について（答申）

令和 6 年 6 月 21 日付け南区第 355 号で諮問のありました見出しの件につきまして、当審議会で慎重に審議を行った結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 下水道使用料のあり方

本来、地方公営企業法を適用した下水道事業における汚水処理に要する経費については、地方公営企業法第 17 条の 2 に規定する経費の負担の原則に基づき、汚水を排出した者（使用者）が使用料により負担すべきものであります。

しかし、これまでの南風原町下水道事業においては、使用料収入で不足する財源について、町の財政である一般会計から繰入金として税金による補填を受けている状況にあります。

財源の不足を税金により補填することは、町財政である一般会計への負担となるだけでなく、一般会計を財源とする町民サービスにも影響を与えることにもなりかねません。

さらに今後は、老朽化した施設の更新費用や維持管理費といった経費の増加が見込まれ、より一層財源が不足する状況と想定されます。

このような厳しい南風原町下水道事業の財政状況に鑑み、将来にわたり下水道事業運営の健全化を図る観点から、受益者負担の原則に基づき下水道使用料を引き上げることが望ましいと考えます。

2 使用料改定時期

下水道使用料の改定時期については、財源不足によって下水道事業の運営に支障が生じることのないよう早期に実施すべきものと考えます。

その上で、使用者への十分な周知と理解を得ることが不可欠であることから、令和 7 年 6～7 月を目処に改定することが妥当と考えます。

3 使用料改定及び体系

下水道使用料の改定については、将来的に経費回収率 100%達成を目標とした上で、物価高騰などの社会経済情勢を踏まえ、大幅で急激な使用者負担増を避けながら、段階的な改定を行う配慮が必要と考えます。

また、使用料体系については、排出した汚水量に応じた負担の公平を図るため、小口汚水排出者の負担軽減を考慮しつつ、大口汚水排出者に対する負担の適正化を検討した結果、体系の各水量区画に対して定率改定を行い、「下水道使用料金体系」及び「1 ヶ月あたり下水道使用料金」については下表のとおり改定することが妥当と考えます。

下水道使用料金体系（税込）

		現行	改定後
基本料金	0m ³ ～10m ³	605 円	698 円
超過料金 (従量使用料)	11m ³ ～30m ³	80 円	92 円
	31m ³ ～50m ³	91 円	105 円
	51m ³ ～100m ³	107 円	124 円
	101m ³ ～300m ³	135 円	156 円
	301m ³ ～500m ³	162 円	187 円
1m ³ あたり	501m ³ ～	168 円	194 円

1ヵ月あたり下水道使用料金（税込）

排除汚水量	現行	改定後
0～10 m ³	605 円	698 円
20 m ³	1,405 円	1,618 円
30 m ³	2,205 円	2,538 円
40 m ³	3,115 円	3,588 円
50 m ³	4,025 円	4,638 円
100 m ³	9,375 円	10,838 円
500 m ³	68,775 円	79,438 円
1,000 m ³	152,775 円	176,438 円

4 附帯意見

(1) 経営の効率化について

施設の維持管理費用といった経費の増加に対する財源の不足に対しては、使用料の改定のみ依存することなく、経営効率化に関する取り組みなどを推進することで、持続可能で効率的な経営に努めていただきたい。

(2) 定期的な使用料改定の必要性の検証について

下水道使用料の公共料金としての性質を踏まえ、安定性と経費予測の確実性を保つため、今後は、定期的（少なくとも 5 年に 1 度の頻度）に、下水道使用料の改定の必要性の検証を行うよう努めていただきたい。